

## 豊中市吹付けアスベスト調査補助金交付要綱

策定 平成 18 年 9 月 1 日

改正 平成 19 年 4 月 1 日

改正 平成 21 年 4 月 1 日

改正 平成 21 年 7 月 7 日

改正 平成 23 年 4 月 1 日

改正 平成 31 年 4 月 1 日

### (目的)

第 1 条 この要綱は、豊中市アスベスト対策基本方針（平成 18 年 3 月策定）の趣旨をふまえるとともに、住宅・建築物安全ストック形成事業制度要綱（平成 21 年 4 月 1 日付国住市第 454 号、国住街第 236 号、国住指第 4984-2 号、国住備第 162 号及び国土交通省住宅局長通知）に基づき、本市の区域内に存する建築物について、市が当該建築物の所有者に対し予算の範囲内で補助金を交付することにより、吹付けアスベストに関する調査の実施を促進し、もって吹付けアスベスト飛散防止対策の推進を図ることを目的とする。

### (補助対象者)

第 2 条 補助の対象となる者は、本市の区域内に存する次条に規定する建築物の所有者（当該建築物が区分所有されている場合にあつては、建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号）第 3 条に規定する団体）とする。

### (補助対象事業)

第 3 条 補助の対象となる事業は、吹付けアスベスト等が施工されているおそれのある民間建築物（豊中市が整備するアスベスト調査台帳に記載されたものに限る。）において行うアスベスト含有の有無に係る調査（以下「アスベスト調査」という。）とする。なお、調査の方法は平成 18 年 8 月 21 日付基発第 0821002 号による厚生労働省労働基準局長通達「建材中の石綿含有率の分析方法について」及び平成 20 年 2 月 6 日付 基安化発第 0206003 号厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長通達「石綿障害予防規則第 3 条第 2 項の規定による石綿等の使用の有無の分析調査の徹底等について」により示された分析方法とし、建築物石綿含有建材調査者（建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成 30 年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第 1 号）第 2 条第 2 項又は第 3 項に規定する者。）による調査に基づき実施するものとする。

### (補助対象経費)

第 4 条 補助の対象となる経費は、アスベスト調査に要する経費（検体の採取に要する費用を含む。）とする。

### (補助金の額等)

第 5 条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の額（当該額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、原則として 1 棟当たり 250,000 円を限度とする。

2 この要綱に基づく補助は、建築物 1 棟に係るアスベスト調査について 1 回限りとする。

なお、国土交通省住宅局建築指導課長通達 国住指第 4102 号「民間建築物における吹付けアスベストの飛散防止対策の徹底について」が出された平成 20 年 2 月 26 日までに、この要綱に基づく補助を受けてアスベスト調査を行った建築物については、1 回を限度に補助対象とすることができる。

(補助金の交付申込み)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者は、アスベスト調査の実施前に、次に掲げる書類を添えて、豊中市吹付けアスベスト調査補助金交付申込書(様式第 1 号)を市長に提出しなければならない。

- (1) 付近見取図
- (2) 配置図
- (3) アスベスト調査を行う箇所の平面図
- (4) アスベスト調査を行う箇所の仕様関係書類(設計図書がある場合に限る。)
- (5) アスベスト調査を行う箇所のカラー写真
- (6) アスベスト調査の見積書
- (7) 登記事項証明書その他の建築物の所有関係が確認できる書類
- (8) 建物の区分所有等に関する法律第 3 条に規定する団体の規約及びアスベスト調査の実施を決定した旨の議決書(当該建築物が区分所有されている場合に限る。)
- (9) 建築物石綿含有建材調査者講習の修了証明書の写し
- (10) その他市長が必要と認めるもの

(補助金の交付決定)

第 7 条 市長は、前条の申込書の提出があったときは、その内容を審査するとともに、必要に応じて現地調査を行い、補助金の交付の可否について決定し、その旨を当該申込者に豊中市吹付けアスベスト調査補助金交付決定通知書(様式第 2 号)又は豊中市吹付けアスベスト調査補助金不交付決定通知書(様式第 3 号)により通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(申込みの取下げ)

第 8 条 前条第 1 項の規定による交付決定の通知を受けた者が補助金の交付の申込みを取り下げようとするときは、豊中市吹付けアスベスト調査補助金取下げ届(様式第 4 号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の取下げ届の提出があったときは、当該申込みに係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(実績報告)

第 9 条 補助金の交付決定を受けた者は、アスベスト調査終了後、あらかじめ市長が指定する期日までに、次に掲げる書類を添えて、豊中市吹付けアスベスト調査補助金実績報告書(様式第 5 号)を市長に提出しなければならない。

- (1) アスベスト調査に要した費用に係る領収書の写し
- (2) アスベスト調査の結果の写し

(3) その他市長が必要と認めるもの

(補助金額の確定)

第10条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、当該報告書の内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の額を確定し、その旨を当該者に豊中市吹付けアスベスト調査補助金交付額確定通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第11条 前条の規定により補助金の交付額の確定通知を受けた者は、豊中市吹付けアスベスト調査補助金交付請求書(様式第7号)により、補助金の交付を市長に請求しなければならない。

(補助金の交付)

第12条 市長は、前条の規定による補助金の交付請求があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、当該請求者に対し補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第13条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正な行為により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

(2) 補助金をアスベスト調査以外の目的に使用したとき。

(3) その他市長が不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、豊中市吹付けアスベスト調査補助金交付決定取消通知書(様式第8号)によりその旨を当該者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金を既に交付しているときは、豊中市吹付けアスベスト調査補助金返還請求書(様式第9号)により、期限を定めてその返還を請求するものとする。

(書類の保存)

第15条 補助金の交付を受けた者は、当該アスベスト調査の実施に関する書類等を、当該アスベスト調査が終了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(市長の指示)

第16条 市長は、補助金の交付決定を受けた者に対し、必要な指示をすることができる。

(細目)

第17条 この要綱の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年9月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 7 月 7 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。

年 月 日

豊中市吹付けアスベスト調査補助金交付申込書

(あて先) 豊中市長

〒

申込者 住 所  
 (所有者) 氏 名  
 (法人にあっては所在地及び代表者名)  
 電話番号

豊中市吹付けアスベスト調査補助金の交付を受けたいので、豊中市吹付けアスベスト調査補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申し込みます。

1 建築物の名称	
2 建築物の所在地	
3 アスベスト調査の実施場所	
4 建築物石綿含有 建材調査者	(氏名)
	(修了証明書番号)
5 分析機関の住所 及び名称	(住所)
	(名称)
6 交付申込額	
7 添付書類	(1) 付近見取図 (2) 配置図 (3) アスベスト調査を行う箇所の平面図 (4) アスベスト調査を行う箇所の仕様関係書類 (設計図書がある場合に限る。) (5) アスベスト調査を行う箇所のカラー写真 (6) アスベスト調査の見積書 (7) 登記事項証明書その他の建築物の所有関係が確認できる書類 (8) 建物の区分所有等に関する法律第3条に規定する団体の規約及びアスベスト調査の実施を決定した旨の議決書 (当該建築物が区分所有されている場合に限る。) (9) 建築物石綿含有建材調査者講習の修了証明書の写し (10) その他 ( )

豊中市吹付けアスベスト調査補助金取下げ届

(あて先) 豊中市長

届出者 住 所  
(所有者) 氏 名  
(法人にあっては所在地及び代表者名)  
電話番号

年 月 日付け豊中市指令都審石綿 第 号で交付決定のあった補助金について、豊中市吹付けアスベスト調査補助金交付要綱第8条第1項の規定により下記のとおり取下げ届を提出します。

記

1. 建築物の名称
2. 建築物の所在地
3. 取下げ事由

豊中市吹付けアスベスト調査補助金実績報告書

(あて先) 豊中市長

申込者 住 所 丁  
(所有者) 氏 名  
(法人にあっては所在地及び代表者名)  
電話番号

年 月 日付け豊中市指令都審石綿 第 号で補助金の交付決定のあったアスベスト調査が完了しましたので、豊中市吹付けアスベスト調査補助金交付要綱第9条の規定により別紙のとおり関係書類を添えて報告します。

添付書類

- (1) アスベスト調査に要した費用に係る領収書の写し
- (2) アスベスト調査の結果の写し
- (3) その他 ( )

豊中市吹付けアスベスト調査補助金交付請求書

(あて先) 豊中市長

請求者 住 所 下  
氏 名 印  
電話番号

年 月 日付け豊中市指令都審石綿 第 号で交付額の確定のあった補助金について、豊中市吹付けアスベスト調査補助金交付要綱第11条の規定により下記のとおり交付の請求をします。

記

1. 建築物の名称
2. 建築物の所在地
3. 補助金交付請求額

金 円

4. 振込先

銀行 信用金庫		預金の 種類	<input type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金
口座番号	支店		
フリガナ			
口座名義			

(注意)

1. 請求者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
2. 本請求書は、請求者の印又は署名に限り訂正することができます。ただし、「3. 補助金交付請求額」の項目は訂正することができません。